

令和7年 第4回定例会

上 里 町 農 業 委 員 会 会 議 録

令和7年4月25日（金）

令和7年 第4回 上里町農業委員会 議事録

開催年月日	令和7年4月25日（金）	開催場所	上里町役場4階協議会室		
開議時刻	午後1時30分	閉議時刻	午後3時00分		
議長	坂本俊雄	議事参与者	なし		
出席した事務局職員	事務局長：間々田亮 事務局：大塚義晴、長谷川美雪		書記	事務局 長谷川美雪	
委員出席状況					
席次番号	氏名	摘要	席次番号	氏名	摘要
会長	坂本 俊雄	○	—	金井 栄	×
会長代理	小林 進	○	—	高野 保雄	○
1	木村 隆之	○	—	石倉 和宏	○
2	荻野 好雄	○	—	柴崎 久男	○
3	坂本 茂	○	—	関根 秀樹	○
4	山下 登	○	—	清水 忠之	○
5	森島 了	○	—	尾崎 保幸	○
6	菊地 宏利	○	—	飯塚 昭	○
7	須田 和弘	×	—	清水 福次	×
8	小暮 和利	×	—	松下 守	○
9	欠番		—	松本 康男	○
10	中久木大祐	×	—	北畑 光男	○
11	小暮 辰雄	○	—	関口 博孝	○
12	飯塚 豊	○			

会議進行状況

〔開 会〕	事 務 局 長	ただいまの出席委員は農業委員10名、推進委員11名であります。よって、上里町農業委員会会議規則第6条の規定により定足数に達しておりますので、これより令和7年第4回上里町農業委員会定例会を開会いたします。
日程第1 会議録署名委員及び書記 の選任について	議 長	日程第1 会議録署名委員及び書記の選任について、こちらからご指名をさせていただきます。 議席番号11番 小暮 辰雄 委員 議席番号12番 飯塚 豊 委員 に会議録署名委員をお願いします。 書記については、事務局 長谷川主任 をお願いします。
日程第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について	議 長 事 務 局	日程第2 議案第12号 農地法第3条の規定による許可申請について、1番を提案いたします。事務局による説明を求めます。 農地法第3条の説明をさせていただきます。 1番、譲受人 上里町〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 群馬県〇〇△△△〇〇 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇〇〇〇△△△△ 地目は畑、面積は668㎡、居住地から3kmです。農業振興地域内の青地、権利内容は贈与による所有権移転です。譲受人に関する事項ですが、耕作面積21,434㎡、うち自作が18,463㎡。借受地は2,971㎡、貸付地、不耕作地はありません。従農者数は2名、機械につきましてはトラクター3台、コンバイン1台、田植機1台所有しております。作付けは米、白菜、ネギ、トウモロコシです。農地法3条第2項による審査は適合しています。譲受人は78歳の農家の方です。町外在住の親戚から、管理できなくなった農地を譲り受け、経営規模を拡大するため申請となりました。

日程第3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について	議 長	以上で事務局による説明を終わります。担当地区の農業委員・推進委員どちらかの意見ををお願いします。
	関口博孝委員	問題ありません。
	議 長	ありがとうございました。質疑のある方は順次発言をお願いします。
	議 長	質疑がないようなので、採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	～異議なしの声あり～ ご異議なしと認め、申請どおり許可することに決定したいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いいたします。
	議 長	～挙手全員～ 挙手全員でありますので、申請どおり許可とすることに決定いたします。
	議 長	日程第3 議案第13号 農地法第5条の規定による許可申請について、1番から4番を提案いたします。事務局による説明を求めます。
	事 務 局	農地法第5条の説明をさせていただきます。 1番ですが、譲受人 本庄市〇〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△ 面積は338㎡です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転、転用目的は自己用住宅です。形態は新設、申請地は農業振興地域内の第2種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人は上里町で住宅を探していた際に、親より本庄市内の住宅を相続し居住しています。相続した住宅が古くて使いづらいため、相続前から購入を考えていた上里町に住居を建設するため、申請するものです。現在所有する土地・建物は売却を計画しています。

		2 番ですが、譲受人 長野県〇〇〇△△△△〇〇〇 〇〇〇〇〇 (株)、譲渡人 上里町大字〇〇△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△、面積は9 9 1 m²です。地目は畑、権利内容は売買による所有権移転です。転用目的は営業所・駐車場・資材置場です。形態は新設、農業振興地域外の第3種農地とみられます。宅地に接続しています。譲受人はJ R 東日本の鉄道電気工事を行う会社になります。埼玉方面へ事業を拡大するため申請するものです。 3 番ですが、譲受人 本庄市大字〇〇〇△△△△ 〇〇〇〇氏、譲渡人 上里町大字〇〇△△△番地 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇△△△△外1筆 面積は3 4 9 m²。権利内容は売買による所有権移転です。宅地に接続しています。譲受人は現在、子と2人で借家暮らしをしておりますが、将来のことも考えて、自己用住宅を建築したく申請するものです。 4 番ですが、譲受人 群馬県〇〇△△△番地△ 〇〇〇〇(株)、譲渡人 本庄市〇〇〇△△△ 〇〇〇〇氏です。土地の所在は大字〇〇字〇〇〇外1筆 面積は2 5 7 m²。地目は畑、権利内容は賃借権設定、転用目的は事務所設置、形態は新設、申請地は農業振興地域内の第1種農地とみられます。公共事業による国道17号バイパス工事に伴い、仮設事務所や資材置場を設置するため申請するものです。
	議 長	ありがとうございました。ただいま説明がありましたが、1番の案件から順番に担当地区の委員および現場確認の報告をお願いいたします。
	飯塚 豊委員	1 番について 問題ありません。
	北畑 光男委員	2 番について 問題ありません。
	北畑 光男委員	3 番について

		問題ありません。
	山下 登委員	4 番について 問題ありません。
	議 長	質疑のある方は順次御発言をお願いします。
	木村隆之委員	4 番についてですが、1 年間で終わるのですか。
	事 務 局	木村委員の質問にご回答申し上げます。申請書類として工程表をいただいております、工程表には2月27日が最終日となっております。もし延びた場合は、再度計画変更という形で申請が上がってくるかと思われます。以上です。
	議 長	他にございませんか。
	坂本茂委員	1 番ですが、周りはほとんど住宅地です。周りにほとんど農地はないですが、農業振興地域内ですか。
	事 務 局	この辺は農業振興地域内の白地という形になっております。
	坂本茂委員	4 番について、以前住宅が建っていたところに、道が通るので壊したという説明でしたが、周りが宅地の状況下にあっても、農業振興地域外の第1種になるんですか。
	事 務 局	農地が連続して北側に向かって接続されておまして、10ha 以上という条件に該当しております。その北側がずっと農地になるので、広大で一体として利用できる農地という判断で、1 種になります。
	議 長	他にございませんか。

	議 長	質疑がないようですので採決したいと思いますが、ご異議ございませんか。
	議 長	ご異議なしと認め、申請通り許可相当としたいと思いますので、賛成委員の挙手をお願いします。
	議 長	挙手全員でありますので申請の通り、許可相当とすることに決定いたします。
	議 長	以上で、本日用意いたしました全ての議案の審議を終了します。続きましてその他を事務局よりお願いします。
[その他]	事 務 局	その他について ・ 次回の定例会について 5月26日（月） 午後1時30分 役場協議会室 ・ 活動記録簿について ・ みどりの募金への協力について ・ 親睦会会計報告について
[閉 会]	会 長 代 理	日程が終了いたしました。長時間にわたる慎重審議をいただきありがとうございました。 これもちまして、本日の定例会を閉会いたします。

上記の会議の顛末に相違ないことを証明する。

令和7年4月25日

議 長

印

(小暮 辰雄 委員)

署 名 人

印

(飯塚 豊 委員)

署 名 人

印